

業務仕様書

1 業務名

西区体育館弓道場壁保全業務

2 業務目的

西区体育館の矢取道の防雪壁、矢取道と的場の隔壁、的場の袖壁等について、経年劣化が著しいことから保全を行う。

3 履行場所

西区体育館・温水プール（札幌市西区発寒5条8丁目9-1）

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

※履行期間中、履行場所で改修工事を行っていることから、現地作業日時や作業範囲について、改修工事施工者と十分に協議を行い、接触事故等がないように注意すること

※現地作業日時については、事前に施設及び担当職員と十分に協議を行うこと

5 業務内容

(1) 矢取道 防雪壁改修

- ・矢取道内に雪が入らないように防雪壁を設ける。
- ・詳細は、別紙「矢取道防雪壁 詳細図」参照。
- ・弓道場を利用する時には、弓道場側の雪を矢取道側に寄せるため、外側から力がかかった時に破損しないものとする。
- ・風及び雨よけも兼ねることから、通年で設置することを考慮すること。

ア. 下部防雪壁設置(材工共)・・・20.6m

- ・構造用合板9mm、下地用木材 45×45、ステンレス製皿ビスを使用する。
- ・鉄骨躯体には固定せず、隣あう下部防雪壁は連結させ、鉄骨躯体を挟み込むことで自立させる。

イ. 上部防雪壁設置(材工共)・・・10.4m

- ・ポリカーボネート波板、下地用鋼材(既存同等品)、ステンレス製皿ビスを使用する。
- ・下地用鋼材を鉄骨躯体に溶接し、固定する。
- ・下地用鋼材にはさび止め塗装等を行う。
- ・仕上げや組立方法は、既存で設置されているものを参考にすること。

ウ. コンクリートブロック設置・・・20.6m

- ・下部防雪壁と床面に生じる隙間を塞ぐため、コンクリートブロック(t=150)を敷きならべる。
- ・既存鉄骨躯体に干渉する部分は加工が必要。

(2)矢取道 床スノコ拡幅 ……24.7m

- ・既存の床スノコに天板用木材(幅 100 mm、厚さ 30 mm)を増設し、床スノコの幅を 200 mm拡幅する。
- ・天板用木材の固定には、ステンレス製皿ビスを使用する。
- ・拡幅位置は、別紙「矢取道床スノコ 詳細図」参照。

(3)矢取道と的場の隔壁改修

ア.隔壁固定用金物製作 ……1 式

- ・隔壁を設置する立上り壁には、塗膜防水が施工されており、アンカーやビスによる固定ができないことから、隔壁設置用の金物を製作する。
- ・金物は、鋼板 PL-3.2 を曲げ及び溶接加工で製作する。形状は、別紙「立上り詳細図」「矢取道と的場の隔壁 詳細図」を参考とし、現地で寸法確認を行うこと。
- ・金物は、さび止め塗装を行う。
- ・隔壁固定用金物の的場側には、冬季養生カーテン設置用フックの取付、または既存フック活用できるように加工を行うこと。
- ・立上り壁への金物の固定は、防水層を傷つけないようにボルトで立上り壁を挟み込む。
- ・金物製作は、製作図を作成し、担当職員の承諾を得てから製作すること。
- ・端部や角で施設利用者がケガをしないように配慮すること。

イ.隔壁固定用金物 取付 ……1 箇所

- ・ボルトの先端と立上り壁の間及び立上り壁の天端にパッキンなどを設け、立上り壁の防水層を傷つけないように設置する。

ウ.隔壁下地組立て(材工共) ……5.2 m²

- ・隔壁下地は、リップ型溝形鋼材 50×50×2.3 で組み立てる。
- ・固定は、コンクリート面はステンレス製皿ビス、鉄骨部は溶接で行う。
- ・鋼材はさび止め塗装を行う。
- ・取付方法は、別紙「矢取道と的場の隔壁 詳細図」参照。

エ.アクリル板又はポリカーボネイト板 貼付け(材工共) ……5.2 m²

- ・使用する材料は、矢取道からの的場及び射位の状況が確認できるものとする。
- ・見渡しにかかわらない上部部分は構造用合板等でも構わない。

オ.既存ドア 取付 ……1 箇所

- ・約 670×1820 の既存ドアを取付ける。取付位置は別紙「矢取道と的場の隔壁 詳細図」参照。

カ.既存合図ベル 取付 ……1 箇所

- ・単 1 電池で稼働する合図ベルのスイッチが破損しているため、スイッチのみ新設する。
ベル本体、配線は既存のものを利用する。
なお、配線が破損又は長さが足りない場合は、更新する。
- ・新設スイッチの取付位置は、別紙「矢取道と的場の隔壁 詳細図」参照。

キ.既存合図ハタ 取付 ……1箇所

- ・現地に保管されている旗と旗を固定する金物をコンクリート壁面に取り付ける。
- ・取付位置は別紙「矢取道と的場の隔壁 詳細図」参照。

(4)的場 袖壁改修

- ・審査員等が的場で待機するための空間を設けるため、的場に袖壁を設ける。
- ・袖壁は、矢が刺さることで、審査員等の安全を確保する。

ア.袖壁固定用金物製作 ……1式

- ・袖壁を設置する立上り壁には、塗膜防水が施工されており、アンカーやビスによる固定ができないことから、隔壁設置用の金物を製作する。
- ・金物は、鋼板 PL-3.2 を曲げ及び溶接加工で製作する。形状は、別紙「立上り詳細図」「的場袖壁 詳細図」を参考とし、現地で寸法確認を行うこと。
- ・金物は、さび止め塗装を行う。
- ・立上り壁への金物の固定は、防水層を傷つけないようにボルトで立上り壁を挟み込む。
- ・金物製作は、製作図を作成し、担当職員の承諾を得てからとする。
- ・端部や角で施設利用者がケガをしないように配慮すること。

イ.袖壁固定用金物 取付 ……1箇所

- ・ボルトの先端と立上り壁の間及び立上り壁の天端にパッキンなどを設け、立上り壁の防水層を傷つけないように設置する。

ウ.袖壁下地組立て(材工共) ……1.2 m²

- ・袖壁下地は、鋼材 C-50×30×10×2.3 で組み立てる。
- ・固定は、コンクリート面はステンレス製皿ビス、鉄骨部は溶接で行う。
- ・鋼材はさび止め塗装を行う。
- ・取付方法は、別紙「的場袖壁 詳細図」参照。

エ.袖壁仕上げ材 取付(材工共) ……1.2 m²

- ・袖壁内部にスタイロフォーム(t=50mm)、袖壁表面(射位側、的場側、側面の3面)にシナベニアを貼り付ける。
- ・シナベニアの固定は、ステンレス製皿ビスで行う。

オ.袖壁塗装(材工共) ……1.2 m²

- ・シナベニアを白色で塗装する。
- ・塗料の選定は、耐候性を考慮すること。

カ.合図ハタ 新設 ……1箇所

- ・矢取道と的場の隔壁の周囲に取り付ける既存合図ハタと同じ形状のものを作成し、取り付ける。
- ・合図ハタ製作は、製作図を作成し、担当職員の承諾を得てからとする。

(5)的場 安土上コンパネ塗装(材工共) ……11.1 m²

- ・的場の安土の上の壁面に貼り付けられているコンパネを白色に塗装する。
- ・塗料の選定は、耐候性を考慮すること。

(6)そのほか

ア.機器損料 ……1 式

- ・改修工事のため、電気が使用できないことから、電気を使用する場合は発電機が必要となる。

イ.荷揚げ ……1 式

- ・エレベーター等の昇降設備がないため、弓道場のある3階まで、階段で資材を荷揚げする。

ウ.除雪・採暖費 ……1 式

- ・作業場所は、工事の施工が完了しており、工事期間中に除雪されていないことから、作業に必要な場合は、除雪を行うこと。
- ・塗装作業等、温度管理が必要となる場合は、採暖を行うこと。

エ.養生費 ……1 式

留意事項:

- ・工事期間中のため、水や電気等の支給ができないことから、作業に必要な水や電気等は、受注者で用意すること。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること 提出は、現場着手10日前までとする
	業務計画書	
	金物・合図ハタ製作図	
完了時	写真帳 完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

※提出書類は、完了時に CD-R 等にて電子データも提出すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成31年版[平成31年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。